

令和6年2月定例会

文教厚生委員会説明資料（その4）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出予定案件	-----	3
1 その他の議案等	-----	3
(1) 条例案	-----	3

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

(改正の理由)

災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の学校職員が行う学校教育活動の支援に係る業務及び災害応急対策に係る業務の特殊性に鑑み、当該業務に応じた特殊勤務手当を支給する必要がある。

(改正の概要)

(ア) 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の学校職員が行う、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することとする。

(イ) その他所要の整備を行うこととする。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年1月1日から適用することとする。